

報道関係者 各位

令和6年10月29日発表

【照会先】

総務部 労働保険徴収課

課長 吉村 功 (内線 4800)

適用指導官 佐々井 希 (内線 4854)

地方労災保険特別加入専門官

實松 伸彦 (内線 4854)

(代表電話)092 (411) 4861

(直通電話)092 (434) 9835

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～ 労働保険制度の周知と未手続事業に対する指導を強化します ～

「労働保険」は、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」により構成される政府所管の保険制度で、労働者のセーフティーネットとして機能するとともに、労働行政における各種施策の財政基盤として重要な役割を担うものであり、制度の適切な運営と費用負担の公平が求められているところですが、依然として未手続事業が一定数存在している現状であり、早急な未手続事業の解消が求められています。

このため、厚生労働省は11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開することとしており、福岡労働局（局長 小野寺徳子）においても、より一層の労働保険制度周知・広報活動および訪問指導等の強化を行い、自主的な加入手続への指導を強化します。

【福岡労働局における広報活動等】

※広報活動と併せ、強化期間中は訪問等による未手続指導を通常月の2倍実施予定。

【期間】

令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土）

【広告形態】

ポスターまたはデジタルサイネージを使った広告掲示

※ポスター、デジタルサイネージには、福岡労働局労働保険制度周知ページへリンクする二次元コードを貼付。

【掲示場所】

- ① JR博多駅構内（デジタルサイネージ）
- ② JR九州 車両811系フロントまたはバックドア横（ポスター）
- ③ 福岡市営地下鉄 全線車両内窓上（ポスター）
- ④ 西鉄電車 天神大牟田線・貝塚線車両内窓（網棚）上（ポスター）

○詳細は、福岡労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/00038.html

または「労働保険の加入手続きはお済みですか 福岡労働局」で検索 ⇒

